

公開セミナー「アフリカと障害者権利条約」資料(アフリカ参加者のカントリーレポートから要約)

国	名前	組織・役職	権利条約についての取り組み
ルワンダ Rwanda	ザカリー・ヌクンディエ Mr. Zacharie NKUNDIYE	ルワンダ障害者協会会長 NGO, Association Generale des Handicapes du Rwanda	<p>(条約の認知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連特別委員会に政府代表団出席(自身も) ・AGHR総会でも条約が議題になった ・ハンディキャップインターナショナル(HI)とVSO主催の障害者組織の再構築に関するワークショップで条約について発表を行う ・AGHRでは国際障害者の日に条約批准を求めるプレスリリースを発表 ・FATO(アフリカ整形外科連盟)のセミナーで条約と国内法についての講演 <p>(条約の批准)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の認知がまだ不十分 ・一部の議員が外務省や地方行政・グッドガバナンス・地域開発・社会問題省(MINALOC)とコンタクトを取り始めている ・政府、障害者組織、NGO、市民社会を巻き込んだ特別な委員会が必要である <p>(条約への期待)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ: 行政や公的な建築物のアクセシビリティについて、省令をAGHRでは提案した ・アクセシビリティ: 手話は省令によって広く認識されるようにするべき。手話通訳はテレビやあらゆる公共イベントで提供されるべき ・搾取等からの自由: 低賃金労働を撤廃し、障害者和其他の労働者の平等を保障する省令が必要 ・搾取等からの自由: 施設内での虐待をかんがみ、虐待の禁止と制裁措置が保障された特別な省令が必要 ・搾取等からの自由: (女性や子供といった)性的虐待に高いリスクを有する障害者を守り、罪への制裁と被害者への保障を盛り込んだ特別な省令が必要 ・自立した生活: 特別な省令による、リハビリテーション・再統合センターの推進と保護(免税な) ・教育: 教育省がインクルーシブ教育に向けたプログラムに関する省令を策定することが求められる ・教育: ある種の障害について特別教育の確立 ・労働と雇用: 障害者のための作業所の推進 ・労働と雇用: 障害者を雇用する者への措置(障害者雇用人数に応じた免税措置など) ・労働と雇用: 障害者の雇用機会を制限する国内法・条項の撤廃 ・政治的・公的生活への参加: あらゆるレベルでの障害者の意志決定への統合が進むべき ・政治的・公的生活への参加: 個別の問題を扱い、政治家との対話を促進する省レベルの部局の設立

<p>ルワンダ Rwanda</p>	<p>バーナード・バグウェネザ Mr. Bernard BAGWENEZA</p>	<p>HIV/AIDSと闘う障害者協会 連合事務局長 Exective Secretary of Unbrella of Associations of Disabled people in Fight against HIV/AIDS (UAHLS)</p>	<p>(条約の認知) <ul style="list-style-type: none"> ・政府の条約に対する知識水準は高い ・政府と障害者組織などとの協議もいくつか持たれている ・自分の組織では批准に向けて政府に働きかけていることもあり役員レベルの知識は高いが会員にはまだあまり知られていない ・FACHR(ルワンダ障害関係団体・センター連合)は国際障害者の日にリーフレットなどを使って全国で条約について啓発 <p>(条約の批准) <ul style="list-style-type: none"> ・現在関係省庁で批准に向けて検討中 ・条約以前に、障害者の権利と尊厳を保護する法案が国会を通過しており、大統領の署名を待っている状態 ・この法案については、改正がまもなく行われる ・政治家への条約に向けたロビーイングはまだ少ない <p>(条約への期待) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ:ほとんどのルワンダの障害者が自立した生活を営めるようにしたい。そのために物理的な環境、交通、情報、情報コミュニケーション技術へのアクセスが必要 ・搾取等からの自由:ルワンダ政府が、適切な立法、行政措置を取って、ジェンダーや年齢に配慮した障害者等への支援を行うことで、虐待や否定的な態度、性的虐待から守られるようになる。障害者等には、搾取、暴力、虐待をどのように避け、どのように認知し、どのように報告するかについて情報提供と教育を行うようになる ・自立した生活:あらゆる開発計画に障害者がインクルージョンされるようになる。 ・教育:ルワンダ政府があらゆるレベルでインクルーシブ教育を保障し、生涯教育でもあらゆるタイプの障害に対応した適切な機器を備えるようになる ・労働と雇用:自由に選択した労働で生計を立てる機会や労働市場への参入などを、障害者の労働の権利として政府が認識するようになる ・政治的、公的生活への参加:異なる意志決定機関に障害者の代表が入る </p></p></p>
------------------------	---	--	---

<p>ナイジェリア Nigeria</p>	<p>モディボ・バシール・アリユ Mr. Modibbo Bashir Aliyu</p>	<p>国会計画庁首席計画官 Chief planning commission National Planning commision, Economic Policy Analysis Department</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイジェリアにおいては、障害問題はNEEDS(国家経済開発戦略)に位置づけられていない ・国連推計ではナイジェリアには1900万人の障害者がいる ・長年にわたって、障害者施策は施設ケアが中心であった。その後障害児教育やリハビリテーションが導入された ・NEEDS2では、ナイジェリアの人々に雇用機会を与えることで、インクルーシブな成長を実現し、貧困削減に導くことが主眼におかれている。機会均等という意味で、NEEDS2は障害者の機会均等かに関する基準規則と方向性が一致しているので、NEEDS2は障害者への規定を盛り込むべきである ・モータリゼーションが障害の大きな原因となってきた一方で、ポリオもまだ原因の一つである ・悪い道路状況、ひどい医療、低栄養、低い識字レベル、貧困などがあいまって、ナイジェリアでは高い障害者の発生率につながっている ・NEEDS2の目的に障害者を位置づけることが重要
---------------------------	---	--	---

<p>ザンビア Zambia</p>	<p>ジャスティン・バカリ Mr. Justine Bbakali</p>	<p>ADD開発担当 Development officer Action on Disability and Development</p>	<p>(条約の認知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ザンビアでは、特別委員会に国連代表部が出席し、本国へと連絡をしていたが、政府システムを通しては共有されていない ・2005年にZAFOD(ザンビア障害者連合)の代表が特別委員会に出席し、その結果は団体・政府の間で共有されている ・障害者組織の会員の間では条約自体は障害者法の見直しプロセスの中で見たことはあるが、条約をきちんと読んでいる団体はほとんどない ・マスメディアの動きはまだないが、議員に対して条約批准を求める要望を出すなどメディア対策をスタートさせている ・海外の資金を得て、メディアを対象としたワークショップを開催している ・海外の資金を得て、条約を印刷し配布されている ・まだ、自国の言語に条約を翻訳していない <p>(条約の批准)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月4日に国会に正式に批准に向けた要望を提出し、10月の本会議に示される予定 ・政府の中には、条約を批准することで新たな財政負担が生じるのをおそれる向きもある ・政府はザンビア障害者機構(政府機関)を通して障害者法を条約の視点から見直そうとしているが、歩みはきわめて遅い ・政府は、憲法見直しも進めており、障害について盛り込むことが期待されている <p>(条約への期待)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ: ZAFODの調査によれば90%以上の建物・道路でアクセスが悪い。条約が生かされることで、こうした建築、交通、情報面、サービス、制度等のバリアが除去され、都市部においても農村部においてもアクセス可能になることを期待する ・搾取等からの自由: 女性や子どものための法律も含め、障害者の搾取、暴力、虐待を特定し、捜査、告発を行う法制度がととのうことが期待される ・自立した生活: 条約が批准されることで徐々に自立した生活を地域で営むことが可能になることが期待される <ul style="list-style-type: none"> ・教育: ザンビアはインクルーシブ教育を政策とする一方で、重度障害児をはじめとする特別な教育ニーズに対応するために特別学校もある。しかし、普通学校においては障害児の教育環境は不十分である。条約が批准されることで、障害児が普通教育システムの中で、無償の義務教育、中等教育から排除されないことが期待される ・労働と雇用: 不適切な教育、アクセスの悪い環境、スティグマなどにより多くの障害者が就労できない。条約が批准されることで、こうした状況の改善が期待される ・政治的、公的生活への参加: 第5次国家開発計画に障害者の参加のための3つのメカニズムが言及されているにもかかわらず、まだ実施されていない
------------------------	---	---	--

<p>ザンビア Zambia</p>	<p>カトントカ・シルベスター Mr. Katontoka SYLVESTER</p>	<p>ザンビア・メンタルヘルス・ ユーザーネットワーク会長 President Mental health users network of Zambia</p>	<p>(条約の認知) <ul style="list-style-type: none"> ・ザンビア政府はニューヨークに代表を送っていることから、条約については十分承知している ・MHUNZA(ザンビア・メンタルヘルス・ユーザーネットワーク)の役員もアフリカの視点からメンタルヘルスについて取り組んでいることから、条約については理解している ・条約が採択された今、課題は、会員レベルと一般大衆への条約についての周知が緊急の課題 ・障害に関するNGOのほとんどがまだ条約について知らないなので、知らせる必要がある ・マスメディアは条約署名式は報じたものの、それ以外には何の報道もなされていない ・政府側も特に広報をしておらず、NGOサイドも情報不足のために受け身になっている。 <p>MHUNZAでは2日間のセミナーを会員を対象に行った</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員へのロビー活動を通して、政府に対してアクセシブルなフォーマットで条約を提供させることが期待されている <p>(条約の批准) <ul style="list-style-type: none"> ・まだ批准へのプロセスははじまっていない。担当省庁が閣議に批准を議題として提出する必要がある ・NGOのほとんどが条約について知らないなので、NGOの意識を高めることで、効果的なロビーイングにつなげる必要がある ・1996年の障害者法以降、ニーズが変化している。エンパワメントやリハビリテーションに重きを置いた形で改正される必要がある ・2005年6月に障害者法見直しのための会合が障害者組織との間で開かれ、作業部会が持たれた。その結果、国際的な人権基準を法律に盛り込む必要があると答申された ・障害者の権利条約は人権アプローチに沿って法改正を行う上で助けとなる <p>(条約への期待) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ: 建築物、交通、室内外の施設のアクセス、情報コミュニケーションのアクセスの改善が期待される ・搾取等からの自由: 家庭内外問わず搾取、暴力、虐待から守られることで、よい福祉、自尊心、尊厳、自立が促進されることが期待される ・自立した生活: 社会・経済開発への完全参加によって、地域サービスや地域からの十分な支援を得られるようになることが期待される ・教育、労働と雇用: 差別なき教育へのアクセス、雇用による生計への平等な機会の実現が期待される。自助的なプロジェクトや事業所を通して、障害者が生きていくための所得を生み出すことが期待される ・政治的、公的生活への参加: 政治への積極的な参加や、自らの代表を選ぶ機会、自らが代表になる機会を得ることが期待される </p> </p></p>
------------------------	---	---	---